

尾張旭市監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年12月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

平成28年9月26日から平成28年10月28日まで

4 監査の方法

平成28年度（平成28年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 検討事項

市営住宅駐車場に係る事務処理において、駐車場使用申込書に、尾張旭市市営住宅駐車場に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号に定める駐車場を使用しようとする者の運転免許証の写しが添付されていない。

市営住宅駐車場の使用申込みにあたり、要綱第3条第1号により、駐車場使用申込書の添付書類として運転免許証の写しが必要となる。当該使用申込みについては、当然に本人確認が求められるものであるが、本人確認のための個人情報の収集についてはその方法の検討を求める。（都市計画課）

7 指摘事項

- (1) 市営住宅の家賃の減免・徴収猶予決定通知書及び市営住宅の駐車場使用者決定通知書に文書番号が記入されていない。尾張旭市文書取扱規程第7条第1項及び公文例規程第12条第1号により、これらの通知書には記号及び番号を付す必要がある。（都市計画課）
- (2) 市道巡検道線の幹線道路補修工事の工事請負契約書の請負者の所在地が正しく記載されていない。これは、契約を行う際、あらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、既に契約事務に関する説明会の資料等及び会計管理者通知により注意喚起されていることではあるが、契約書の誤りを防ぐために請負者

に記入・押印してもらうことを原則とし、市側で記入する場合は、契約締結前に必ず記載内容に誤りがないかを請負者に確認されたい。（都市整備課）

- (3) 市有財産賃貸借契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（土木管理課）
- (4) 東部浄化センター5号送風機緊急修繕及び曝気設備緊急修繕（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の随意契約）において、予定価格書が作成されていない。（下水道課浄化センター）